

## 国税徴収法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 搜索調書の書式について、立会人の押印を要しないこととする。(別紙第 11 号書式関係)
- 2 この省令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則関係)